

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■ 付託議案

【条例案】

第162号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 … P1～P2

【一般事件案】

第177号議案 訴えの提起について … P3

【予算案】

第146号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）〔関係分〕 … P4～P7

第181号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算（第8号）〔関係分〕 … P8～P11

■ 報告事項

① 第2期「島根県農林水産基本計画」（案）骨子について … P12～P19

② 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度について … P20～P24

③ 今年の米の需給について … P25～P31

④ 水と緑の森づくり税次期対策パブリックコメントについて … P32～P36

令和6年12月12日・13日
農 林 水 産 部

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 農地法の改正に伴う権限移譲事務の追加

(1) 改正理由

農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、農地転用の許可、立入調査及び違反転用に対する処分など18の事務について権限移譲計画に基づき市町村（指定市町村である松江市を除く。）に権限移譲している（4 ha以下の農地に限る。）。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行により農地法の一部が改正されることに伴い、市町村に権限移譲する事務を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

(2) 条例の改正内容

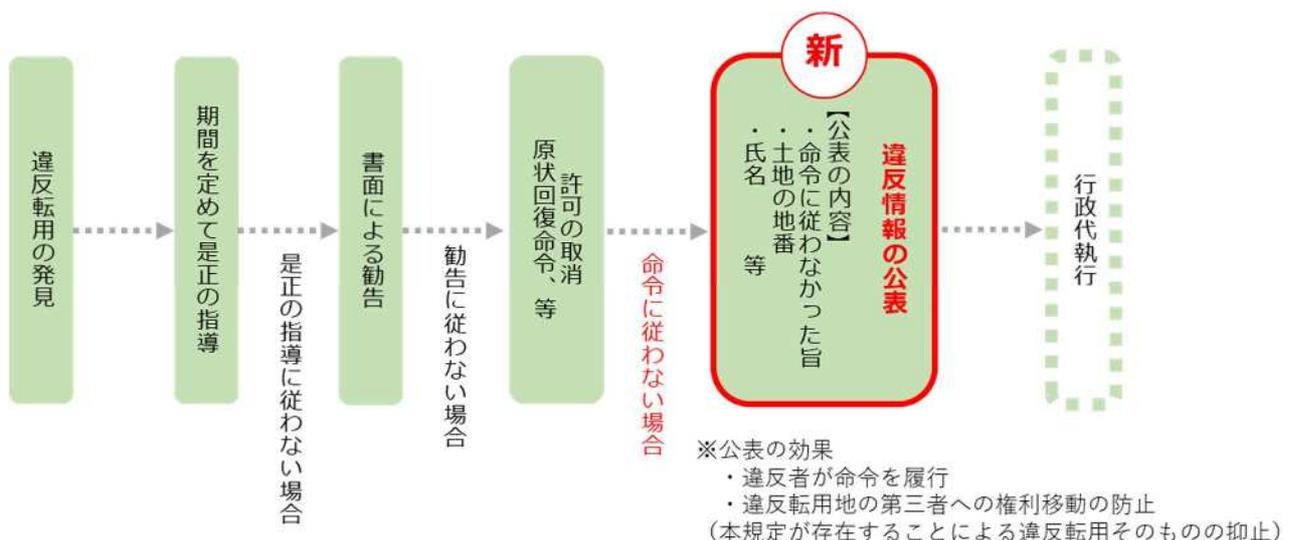
ア 農地法に基づく事務のうち、原状回復等の措置を講ずることの命令に従わなかった場合、当該命令に従わなかった旨及び当該土地の地番その他必要な事項の公表を市町村（指定市町村である松江市を除く18市町村）に権限移譲すること。

※ 違反転用に対する処分及び原状回復の措置等（農地法第51条）の事務は権限移譲済みのため、これに付随する一連の事務である公表事務についても権限移譲を行う。

イ 引用する条項の整理

(3) 施行期日

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



2 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴う権限移譲事務の新設

(1) 改正理由

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行により農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）が改正され、農地中間管理事業^{注1}に係る市町村が公告する農用地利用集積計画（以下「集積計画」という。）はR6年度末に廃止し、県が公告する農用地利用集積等促進計画^{注2}（以下「促進計画」という。）へ移行することとなった。このことに伴い、市町村に権限移譲する事務を新設する必要がある。

注1 都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構。以下「機構」という。）が、受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業

注2 貸借や農作業受託等について定める計画

(2) 条例の改正内容

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次の事務を知夫村以外の市町に権限移譲すること。

ア 促進計画の認可（松江市にあっては申請する土地について開発行為を行う場合、松江市以外の市町にあっては、申請する土地について農地転用のための権利設定等（農地が4haを超えるもの）又は開発行為を行う場合の認可は除く。）

イ アの認可をした旨の通知及び公告

※ 参考（R5実績）

計画	事務手続	件数
①集積計画（機構経由）	市町村が審査及び公告、農業委員会が決定	2,300
②集積計画（相対）		4,000
③促進計画	県が審査、認可、通知及び公告	60

R7年度から農地貸借案件の大多数を占める①及び②が③へ一本化するため、権限移譲しなければ県で行う事務が大幅に増加・集中することから、手続に時間を要することが懸念される。

市町村が行っている現行の集積計画の審査等に係る業務のノウハウを活かすことで、手続きの迅速化が図られることから促進計画の認可、通知及び公告権限を移譲する。

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

島根型6次産業推進事業補助金に関する損害賠償請求に係る訴えの提起について

1 概要

島根型6次産業推進事業補助金の交付決定を受けた事業について、事業主体の元経理担当者が不法行為により県に損害を与えたことから、当該個人に対し損害賠償(2,664,000円)を請求したものの、賠償の意思がないことから、当該個人を相手方として、損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求める。

- ・ 訴 訟 名 損害賠償請求事件
- ・ 訴訟の相手方 大阪府堺市在住
個人(事業主体の元経理担当者)
- ・ 訴えの提起先 松江地方裁判所
- ・ そ の 他 島根県は、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

2 損害賠償請求

- (1) 請求の理由 事業主体(浜田市内の事業者)が平成28年度島根型6次産業推進事業補助金の交付決定を受けた事業について、同事業主体の元経理担当者が内容虚偽の補助金実績報告書等を作成し、同補助金を不正受給する詐欺行為により県が損害を被ったため。
- (2) 請求先 大阪府堺市在住
個人(事業主体の元経理担当者)
- (3) 請求額 2,664,000円(補助金額の全額)及び遅延損害金(年5%)
- (4) 経過等 令和3年6月17日付けで損害賠償請求に係る納入通知書兼請求書を送付し、支払交渉を行ってきたが、相手方から請求に応じられない旨の回答があった。
- (5) 備考 当該補助金については、事業主体の代表に対して補助金交付決定取消及び補助金返還命令を令和元年12月18日付けで実施したが、同代表の自己破産により弁済の見込みがないため、令和3年9月定例会において、補助金返還金の債権放棄の議案を可決、不納欠損処理済み。

3 今後の対応

議決された場合、速やかに提訴を予定

農林水産部 令和6年度11月補正予算（11/25提案分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款6. 農林水産業費	44,321,936	400,000	44,721,936	100.9
款11. 災害復旧費	3,566,034	0	3,566,034	100.0
部合計	47,887,970	400,000	48,287,970	100.8

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	761,168	0	761,168	100.0
	農山漁村振興課	4,294,745	0	4,294,745	100.0
	農業経営課	7,205,992	0	7,205,992	100.0
	産地支援課	1,997,777	0	1,997,777	100.0
	畜産課	2,799,792	400,000	3,199,792	114.3
	しまねブランド推進課 （農林水産業費）	128,804	0	128,804	100.0
	農村整備課	5,134,768	0	5,134,768	100.0
	農地整備課	8,919,487	0	8,919,487	100.0
	（小計）	31,242,533	400,000	31,642,533	101.3
林 業	林業課	4,403,727	0	4,403,727	100.0
	森林整備課	6,714,250	0	6,714,250	100.0
	（小計）	11,117,977	0	11,117,977	100.0
水 産 業	水産課	3,663,505	0	3,663,505	100.0
	沿岸漁業振興課	1,863,955	0	1,863,955	100.0
	（小計）	5,527,460	0	5,527,460	100.0
部合計	47,887,970	400,000	48,287,970	100.8	

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農林漁業改善資金	320,202	0	320,202	100.0
中海水中貯木場	17,076	0	17,076	100.0
部合計	337,278	0	337,278	100.0

令和6年度11月補正予算(11/25提案分) 農林水産部 課別一覧表

(1) 畜産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,799,792	400,000	3,199,792	[財源] 国 171,000 県 229,000
1 家畜疾病危機管理対策事業費	200,000	400,000	600,000	高病原性鳥インフルエンザ対策事業 【個別資料】

○債務負担行為 ※議案その二 P13

(追加分) 島根県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金 (農業経営課)

高病原性鳥インフルエンザ対策事業

1 目的

10月31日に大田市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを踏まえ、防疫活動にかかった経費や今後の発生に備える防疫体制の整備に必要な費用、鶏卵等の風評被害対策の経費を措置する。

2 事業内容

(1) 防疫活動費

R6当初予算（家畜疾病危機管理対策事業：200,000千円）を活用して防疫活動を行ったことから、今後の発生に備えて、防疫活動費を積み戻すとともに、使用した防疫資材の備蓄を復元する。

(2) 風評被害対策

鶏卵等の安全性の広告や県内産鶏卵等のPRを実施する。

※ 家畜伝染病予防法に基づく殺処分鶏等に対する手当金は、国から養鶏農家へ直接交付

3 予算額

400,000千円（国：171,000千円、県：229,000千円）

【内訳】

- ・防疫活動費 395,000千円（国：171,000千円、県：224,000千円）
- ・風評被害対策 5,000千円（県：5,000千円）

島根県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金

1 目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、まん延防止対策措置により収入減少等の影響を受けた養鶏事業者に対し、経営再建、継続に向けて支援を行う。

2 事業の概要

(1) 主な事業内容

鳥インフルエンザの影響を受けたことにより日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借り入れた、島根県内の養鶏事業者に対し、約定利息に相当する額を交付

(2)対象者

法令に基づく行政処分（鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により、経済的損失を受けた島根県内の養鶏事業者

(3)対象融資

農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）

限度額：①簿記記帳を行っている場合

年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額の
いずれか低い額

② ①以外の場合 600万円

償還期間：15年以内（うち据置期間3年以内）

融資利率：年0.60～1.05%（R6.10.21時点）

担保・保証人：別途公庫で判断

(4)経費負担 県

3 予算額

債務負担行為（R6～R22） 39,901千円（融資額4億円を想定）

農林水産部 令和6年度11月補正予算（12/10提案分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款6. 農林水産業費	44,721,936	6,126,213	50,848,149	113.7
款11. 災害復旧費	3,566,034	0	3,566,034	100.0
部合計	48,287,970	6,126,213	54,414,183	112.7

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)	
農 業	農林水産総務課	761,168	0	761,168	100.0
	農山漁村振興課	4,294,745	0	4,294,745	100.0
	農業経営課	7,205,992	0	7,205,992	100.0
	産地支援課	1,997,777	0	1,997,777	100.0
	畜産課	3,199,792	0	3,199,792	100.0
	しまねブランド推進課 （農林水産業費）	128,804	0	128,804	100.0
	農村整備課	5,134,768	2,730,000	7,864,768	153.2
	農地整備課	8,919,487	94,500	9,013,987	101.1
	（小計）	31,642,533	2,824,500	34,467,033	108.9
林 業	林業課	4,403,727	0	4,403,727	100.0
	森林整備課	6,714,250	1,456,391	8,170,641	121.7
	（小計）	11,117,977	1,456,391	12,574,368	113.1
水 産 業	水産課	3,663,505	1,845,322	5,508,827	150.4
	沿岸漁業振興課	1,863,955	0	1,863,955	100.0
	（小計）	5,527,460	1,845,322	7,372,782	133.4
部合計	48,287,970	6,126,213	54,414,183	112.7	

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農林漁業改善資金	320,202	0	320,202	100.0
中海水中貯木場	17,076	0	17,076	100.0
部合計	337,278	0	337,278	100.0

令和6年度11月補正予算(12/10提案分) 農林水産部 課別一覧表

(1) 農村整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	5,134,768	2,730,000	7,864,768	[財源] 国 1,529,375 分・負 352,025 県債 848,500 県 100
1 経営体育成基盤整備事業費	1,993,062	2,646,000	4,639,062	ほ場整備 26地区
2 農道保全対策事業費	533,198	84,000	617,198	農道施設の保全対策 1地区

(2) 農地整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	8,919,487	94,500	9,013,987	[財源] 国 49,500 分・負 9,900 県債 35,100
1 県営ため池等整備事業費	1,544,210	94,500	1,638,710	ため池整備 1地区

(3) 森林整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	6,714,250	1,456,391	8,170,641	[財源] 国 706,868 分・負 15,286 県債 729,500 県 4,737
1 県営林道整備事業費	1,396,468	160,460	1,556,928	林道整備 開設4路線
2 団体営林道整備事業費	256,335	38,031	294,366	林道整備 改良2路線
3 山地治山総合対策事業費	798,800	1,257,900	2,056,700	山地の復旧・予防整備 38箇所

(4) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,663,505	1,845,322	5,508,827	[財源] 国 987,250 県債 858,000 県 72
1 大型魚礁設置事業費	429,000	151,200	580,200	漁場の整備 1地区
2 広域漁港整備事業費	30,100	262,500	292,600	漁港施設の耐震補強 1地区
3 離島広域漁港整備事業費	58,300	246,330	304,630	漁港施設の機能強化 2地区
4 地域水産物供給基盤整備事業費	170,100	430,500	600,600	防波堤の整備 1地区
5 水産物供給基盤機能保全事業費	298,815	476,542	775,357	漁港施設の長寿命化対策 4地区
6 離島水産物供給基盤機能保全事業費	20,100	72,450	92,550	漁港施設の長寿命化対策 2地区
7 離島漁港施設機能強化事業費	14,100	63,000	77,100	漁港施設の機能強化 1地区
8 漁港機能増進事業費	55,995	31,500	87,495	漁港施設の機能増進 1地区
9 離島漁港機能増進事業費	0	111,300	111,300	漁港施設の機能増進 1地区

○地方債 ※議案その六 P9 ~ P10

(変更分) 土地改良事業債 ほか 5件

○繰越明許費補正

【一般会計】

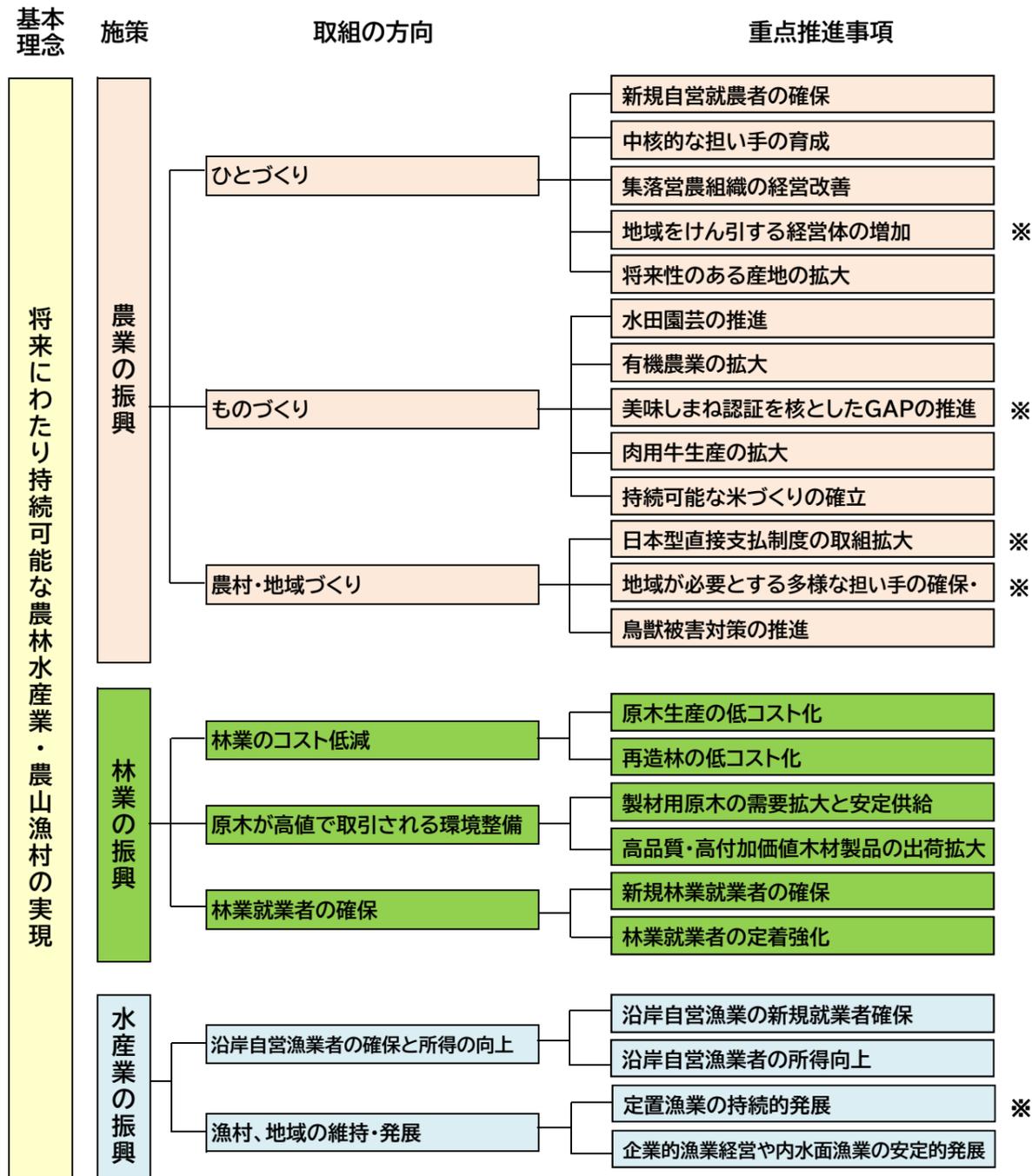
(単位：千円)

課名	繰越限度額	第146号議案 (初日)	第181号議案 (中日)	件数	繰越理由						
		11月25日 提案分	12月10日 提案分		補助決定 遅延	用地買収 遅延	資材入手 困難	関連事業 遅延	設計変更	その他	
農林水産部計	8,605,347	2,479,134	6,126,213	(初日)	66	0	17	6	3	40	0
				(中日)	86	86	0	0	0	0	0
農村整備課	3,164,250	434,250	2,730,000	(初日)	5		3			2	
				(中日)	27	27					
農地整備課	244,700	150,200	94,500	(初日)	2					2	
				(中日)	1	1					
林業課	110,700	110,700	0	(初日)	4		3			1	
				(中日)	0						
森林整備課	2,457,351	1,000,960	1,456,391	(初日)	25		10		3	12	
				(中日)	44	44					
水産課	2,628,346	783,024	1,845,322	(初日)	30		1	6		23	
				(中日)	14	14					

島根県農林水産基本計画の施策体系

令和6年12月12日・13日
農林水産商工委員会資料
農 林 水 産 部

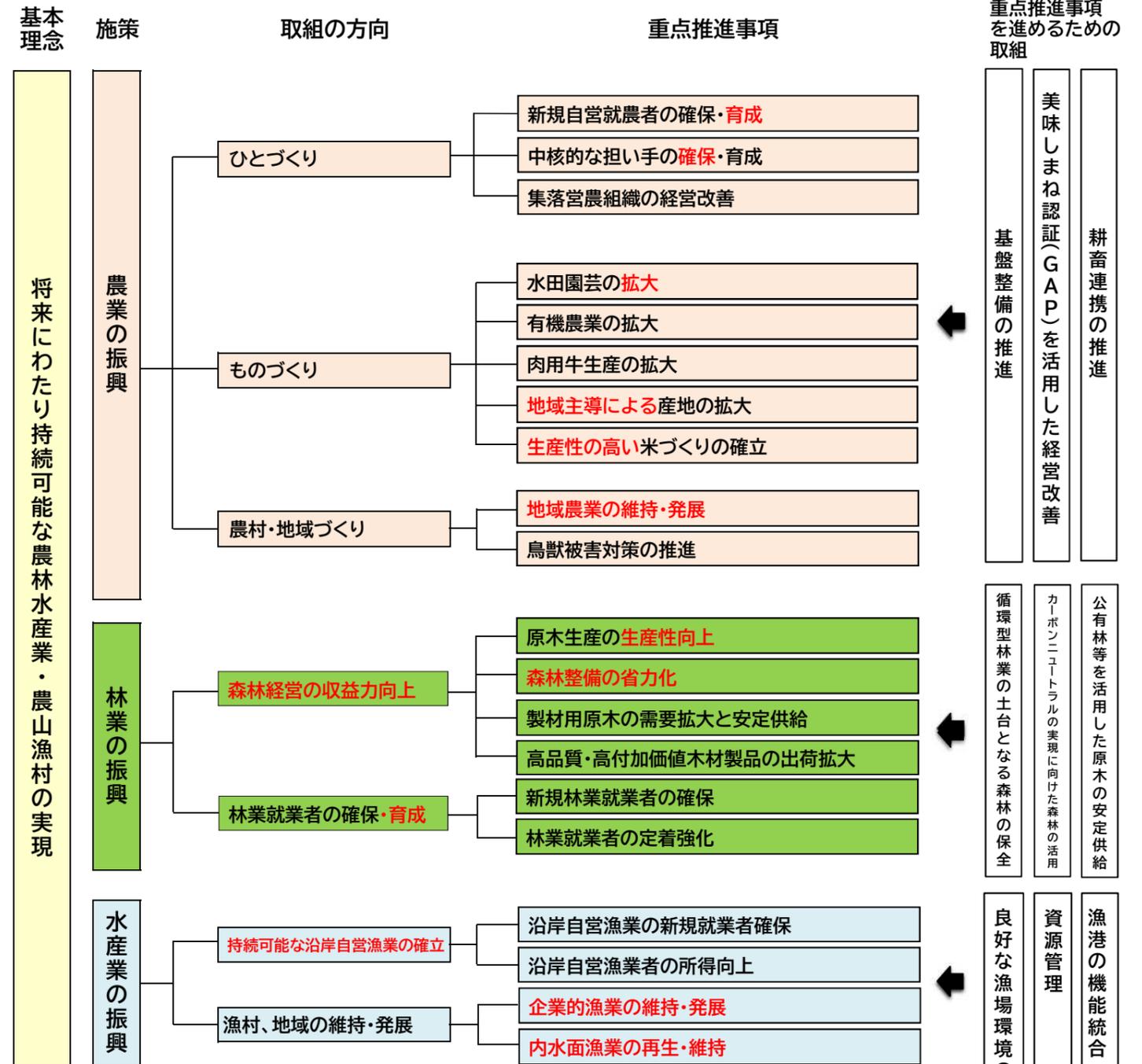
現計画（令和2年度～令和6年度）



重点推進事項：23（農業13、林業6、水産業4）
※第2期計画において再編した項目

将来ビジョン		計画期間における目標
農業	可能な限り早期に農業産出額100億円増	設定する重点推進事項において、効果額を100億円生み出す
	今後10年間で担い手不在集落の過半(550)の担い手不在状態を解消	275の担い手不在集落で担い手不在状態を解消
林業	R12年の原木生産量80万m ³	R6年の原木生産量71.4万m ³
水産業	R21年の沿岸自営漁業の産出額54億円	R6年の沿岸自営漁業の産出額29億円
	132の沿岸漁業集落について、1集落当たりの漁業者が5人以上いる形で維持	132の沿岸漁業集落について、1集落当たりの漁業者が5人以上いる形で維持

第2期計画（令和7年度～令和11年度）



重点推進事項：20（農業10、林業6、水産業4）
重点推進事項を進めるための取組：9（農業3、林業3、水産業3）

将来ビジョン		計画期間における目標
農業	可能な限り早期に農業産出額100億円増	R11年の効果額100億円
	担い手不在集落の解消・抑制	担い手不在集落の解消・抑制数（検討中）
林業	R12年の原木生産量80万m ³	R11年の原木生産量78.6万m ³
水産業	R21年の沿岸自営漁業の産出額54億円	R11年の沿岸自営漁業の産出額29億円
	漁業生産の中核をなす基幹漁業集落53集落の維持	漁業生産の中核をなす基幹漁業集落53集落の維持

重点推進事項を進めるための取組

美味しませね認証（GAP）を活用した経営改善
耕畜連携の推進
基盤整備の推進

公有林等を活用した原木の安定供給
カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用
循環型林業の土台となる森林の保全

漁港の機能統合・再編
資源管理
良好な漁場環境の整備

第2期「島根県農林水産基本計画」(案) 骨子について

1. 第2期計画の方針

- ・ 社会情勢の変動等に伴い、農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、引き続き、将来的な持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代に魅力ある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村の実現を目指す
- ・ 第1期計画の方針、取組を基本的に踏襲しつつ、少ない人手で生産を維持できるように、生産性・収益性の向上に向けた省力化や低コスト化の取組、農山漁村の維持・発展に向けた人材の確保・育成や仕組みづくり等を推進
- ・ 近年、問題となっている高温や豪雨等の気候変動の影響や、新たな病害虫の発生、家畜衛生の徹底等、経営に影響を及ぼす課題への対応を強化
- ・ 社会全体での環境問題に対する意識の高まりを受け、環境に配慮した取組を推進
- ・ 第2期計画では、計画目標の達成に向けて、20項目（農業10、林業6、水産業4）の重点推進事項と重点推進事項を進めるための取組9項目（農業3、林業3、水産業3）を設定

2. 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

3. 計画の位置づけ

県総合計画「島根創生計画」の農林水産業の振興に係る実行計画

4. 基本理念

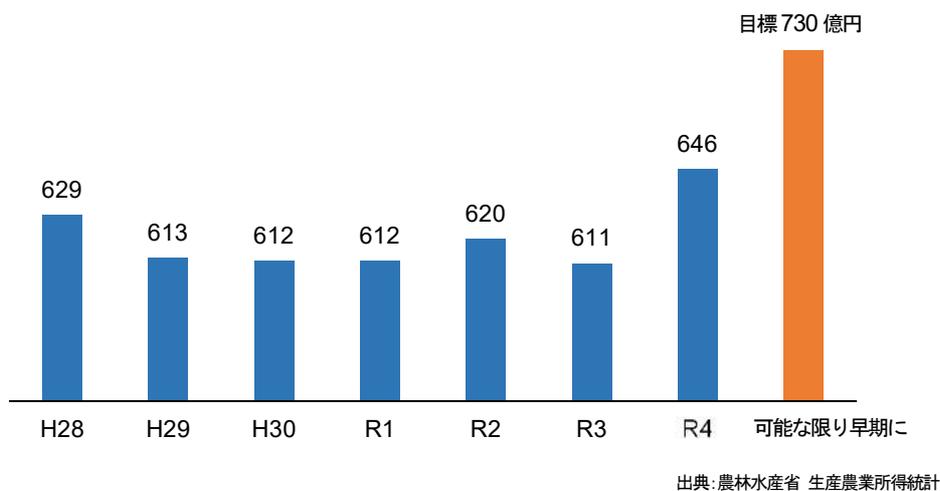
将来にわたり持続可能な農林水産業・農山漁村の実現

5. 将来ビジョンと計画期間における目標

① 農 業

	5年間の目標	将来ビジョン
現 計 画	効果額 100 億円 ※ R5：47.1 億円 (4年間の効果額)	可能な限り早期に産出額 100 億円増 (基準：629 億円 (平成 28 年)) ※ R4：646 億円
	275 の担い手不在集落で担い手不在を解消 ※ R5：79 集落	今後 10 年間で、担い手不在集落の過半 (550) の担い手不在状態を解消 ※ R5：79 集落
第 2 期 計 画	<u>新たな 5 年間を合わせて、効果額 100 億円を達成</u> (新たな 5 年間の効果額 50 億程度)	(変更せず)
	<u>担い手不在集落の解消・抑制数</u> (数値目標は今後検討)	<u>担い手不在集落の解消・抑制</u> (数値目標は今後検討)

[参考 1] 農業産出額の実績・計画 (億円)



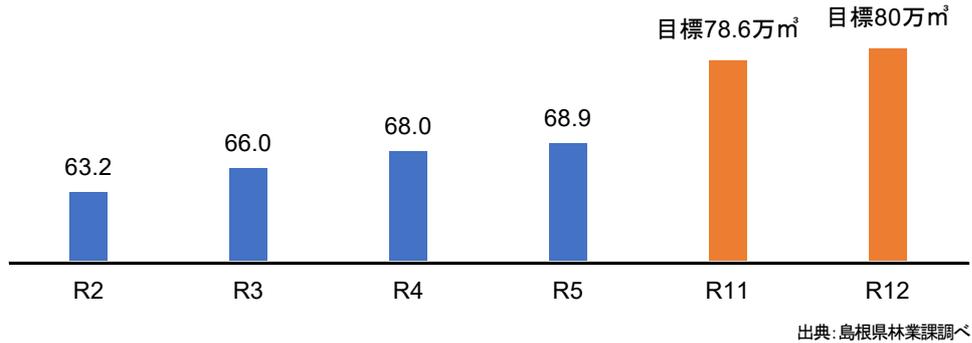
[参考 2] 効果額の実績・計画 (億円)



② 林業

	5年間の目標	将来ビジョン
現計画	令和6年の原木生産量71.4万m ³ ※ R5：68.9万m ³	令和12年の原木生産量80万m ³
第2期計画	令和11年の原木生産量78.6万m ³	(変更せず)

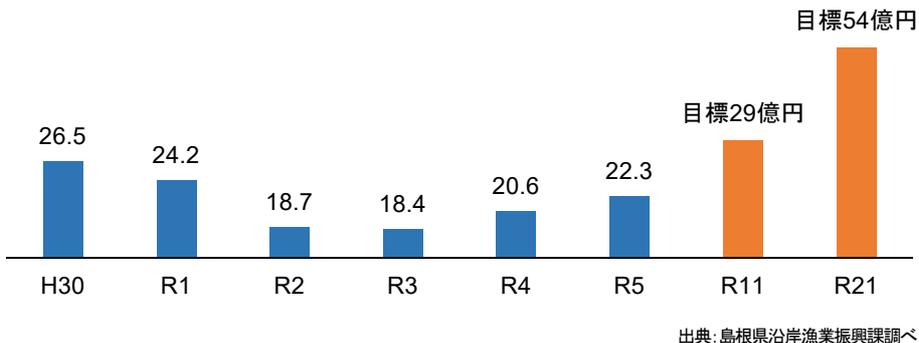
[参考1] 原木生産量の実績・計画(万m³)



③ 水産業

	5年間の目標	将来ビジョン
現計画	令和6年の沿岸自営漁業の産出額 29億円 ※ R5：22.3億円	令和21年の沿岸自営漁業の産出額 54億円 (基準：27億円(平成30年))
	132の沿岸漁業集落について、 1集落当たりの漁業者が5人以上 いる形で維持 ※ R5：114集落	132の沿岸漁業集落について、 1集落当たりの漁業者が5人以上 いる形で維持 ※ R5：114集落
第2期計画	令和11年の沿岸自営漁業の産出額 29億円 <u>漁業生産の中核をなす基幹漁業集落 53集落の維持</u>	(変更せず) <u>漁業生産の中核をなす基幹漁業集落 53集落の維持</u>

[参考1] 沿岸自営漁業産出額の実績・計画(億円)



6. 重点推進事項の取組方針

(1) 農業

【ひとつづくり】

① 新規自営就農者の確保・育成

- ・地域や産地が必要とする担い手確保に向けた受入体制の整備、就農に向けた研修や施設整備等を支援
- ・水稲等における多様な農業人材の確保・育成に向けた研修や施設整備等を支援

② 中核的担い手の確保・育成

- ・地域や産地の中核となる農業者の経営改善を支援
- ・資材高騰や労力不足に対応した施設・機械の共同化やスマート農業技術の導入等を支援

③ 集落営農組織の経営改善

- ・集落営農の後継者確保を支援
- ・所得向上に向け、園芸作物の導入等による経営の多角化を支援

【ものづくり】

① 水田園芸の拡大

- ・水田農業の収益性向上に向けて、共同利用機械の整備や調製施設の整備による産地化を推進
- ・安定した販売につながる加工・業務用向けの販路確保や生産拡大を推進

② 有機農業の拡大

- ・有機農産物の生産拡大に向けて、施設・機械の共同利用による産地化や、実需者から求められる品目の導入を支援

③ 肉用牛生産の拡大

- ・繁殖専業の中・大規模農家の育成や、ニーズを先取りした改良による子牛価格向上
- ・観光連携や輸出などによる「しまね和牛」の販売拡大

④ 地域主導による産地の拡大

- ・販売拡大・生産技術改善・担い手確保に主体的に取り組む産地に対して、関係機関との役割分担のもと、取組を支援

⑤ 生産性の高い米づくりの確立

- ・スマート農業等省力化技術の導入や、農地の集積等による生産性向上の取組を支援
- ・気候変動等に対応した栽培技術の導入や品種転換等を推進

【農村・地域づくり】

① 地域農業の維持・発展

- ・市町村の地域計画をベースとし、担い手不在集落を含めた広域のエリアでの担い手確保や営農体制確立の取組を支援

② 鳥獣被害対策の推進

- ・ニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを推進

重点推進事項を進めるための取組

① 基盤整備の推進

- ・水田農業の生産性・収益性の向上、地域農業を支える担い手の確保・育成に向け、ほ場整備や水利施設の整備等の取組を推進

② 美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善

- ・農業者の経営改善に向けて、美味しまね認証（GAP）の取組を推進。
- ・産地の信頼性向上のための産地ぐるみでの認証取得（団体認証）の取組を支援

③ 耕畜連携の推進

- ・畜産及び耕種農家との連携を促進し、県産飼料を利用した畜産物の生産拡大と耕種農家の所得向上を支援

(2) 林業

【森林経営の収益力向上】

① 原木生産の生産性向上

- ・高性能林業機械や路網整備などの基盤整備や ICT 等の新たな技術の導入により、原木の生産性を向上

② 森林整備の省力化

- ・成長が早い特定苗木の供給拡大や ICT 等の新たな技術の導入により、森林整備の省力化を推進

③ 製材用原木の需要拡大と安定供給

- ・製材工場の新設・規模拡大による製材用原木の需要を拡大
- ・地域の木材需要を確実に取り込めるよう、林業・木材関係者と建築士や工務店、商工団体等との関係を強化

④ 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

- ・需要の大きな県外等への出荷を拡大するとともに、県内では「しまねの木活用工務店及び建築士」の支援により、住宅・非住宅での県産木材の利用を推進

【林業就業者の確保・育成】

① 新規林業就業者の確保

- ・高校生の林業学習の充実や事業体での就業体験支援等により新規就業者確保を推進
- ・農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を推進

② 林業就業者の定着強化

- ・林業事業体の労働条件や就労環境の改善、経営体質の強化に向けた環境整備を推進

重点推進事項を進めるための取組

① 循環型林業の土台となる森林の保全

- ・豊かな森林資源を持続的に活用するための森林の整備・保全

② カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用

- ・2050年カーボンニュートラルの実現につながる新たな収益源としての森林の活用

③ 公有林等を活用した原木の安定供給

- ・林業公社や市町村等のスギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林を促進し、製材及び合板用原木の安定供給を加速

(3) 水産業

【持続可能な沿岸自営漁業の確立】

① 沿岸自営漁業の新規就業者確保

- ・研修期間中の生活安定化や地区・グループでの研修生の受け入れにより、安心して受講できる漁業研修体制を整備

② 沿岸自営漁業者の所得向上

- ・年間を通した収益性の高い操業モデル（年間操業計画）の着実な実践を支援
- ・スマート漁業や省エネルギー・省コストなどの生産性向上の取組を支援

【漁村、地域の維持・発展】

① 企業的漁業の維持・発展

- ・高性能漁船、漁具の導入により収益性の改善を図り、漁業生産及び経営の安定化を推進

② 内水面漁業の再生・維持

- ・県内の河川や湖沼の環境に適した種苗生産、放流等により、内水面の水産資源の維持・回復を推進

重点推進事項を進めるための取組

① 良好な漁場環境の整備

- ・藻場造成等により、海洋環境の変化にも対応し、安定した漁業生産を可能とする環境を整備

② 資源管理

- ・漁獲量管理（TAC制度）を基本とする資源管理の着実な実践に向け、制度運用における関係者間調整やフォローアップを実施

③ 漁港の機能統合・再編

- ・漁港施設の改良、補修等とともに規模適正化、再編を進めることで漁業活動の効率化を推進

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度について

農林水産部

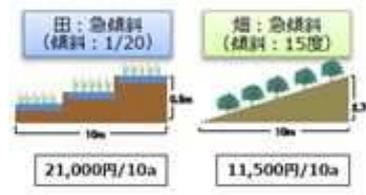
1 制度の内容

(1) 中山間地域等直接支払

中山間地域等で、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(=協定)を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み

主な交付単価(円/10a)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



(2) 多面的機能支払

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する仕組み

主な交付単価(円/10a)

	農地維持支払	資源向上支払	
		共同活動	長寿命化
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

農地維持活動



水路の泥上げ

資源向上活動



水路のひび割れ補修



農道の舗装

2 取組の状況



3 交付金の活用状況

(1) 中山間地域等直接支払

【基礎活動】

- ・適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止や水路・農道等の泥上げ、草刈りなど

【広域化加算】・・・42 協定で実施

- ・他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算
〔取組事例〕農地集積、機械の共同利用 など

【集落機能強化加算】・・・102 協定で実施

- ・新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算
〔取組事例〕高齢者を対象とした買い物支援・見回り、コミュニティサロンの開設 など

【生産性向上加算】・・・184 協定で実施

- ・生産性向上を図る取組を行う場合に加算
〔取組事例〕ドローンによる共同防除、自走式草刈り機の導入、カバープランツ等による防草対策 など

(2) 多面的機能支払

【農地維持活動】・・・618 組織で実施

- ・地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動
〔取組事例〕法面の草刈り、水路の泥上げ など

【資源向上活動（共同）】・・・532 組織で実施

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
〔取組事例〕施設の機能診断、水路や農道等の部分補修、鳥獣被害防止のための緩衝帯整備や防護柵の設置、教育機関と連携した田植え学習、生き物調査 など

【資源向上活動（長寿命化）】・・・389 組織で実施

- ・施設の長寿命化のための活動
〔取組事例〕未舗装農道の舗装、土水路からコンクリート水路への更新、ため池の取水施設の更新 など

4 次期対策（R7～R11）の見直し内容

（1）中山間地域等直接支払

- ・小規模協定を中心に、高齢化等により農業生産活動の継続自体が困難となってきたため、加算措置を再編し、農業生産活動等が継続的に行われるための体制づくりに向けた意欲的な取組を支援するため、ネットワーク化加算とスマート農業加算を創設

第5期（R2～R6）

加算項目	10a 当たり単価
1 集落協定広域化加算	3,000 円
2 集落機能強化加算	3,000 円
3 生産性向上加算	3,000 円



第6期（R7～R11）

加算項目	10a 当たり単価
1 ネットワーク化加算	10,000～1,000 円
2 スマート農業加算	5,000 円

1 農地集積、機械の共同利用等など

2 高齢者宅の見回り、除雪、買い物支援など

3 ドローンによる共同防除、自走式草刈機の導入など

1 ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続

2 スマート農業による作業の省力化・効率化

（2）多面的機能支払

- ・人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築、事務局を担える土地改良区及び農業法人の事業主体への追加
- ・地域でまとまりをもって取り組むことで、効率的かつ効果的に推進されることが期待される環境負荷低減に係る取組（長期中干し、冬期湛水等）について、多面的機能支払で支援

5 中山間地域等直接支払（第6期対策（R7～R11））の見直しによる影響

- ・集落機能強化加算の廃止に伴い、生活支援の取組が今までどおり出来なくなる恐れ
→要望、意見もあり、農林水産省は創設される「ネットワーク化加算」を活用して、引き続き生活支援活動が継続できるようにする方向で概算決定に向けて調整中

令和5年度 市町村別 実施状況

中山間地域等直接支払 実施状況

市町村名	協定数	面積 (ha)	交付金額 (千円)
松江市	48	252	43,652
浜田市	82	1,222	195,808
出雲市	78	690	114,392
益田市	71	500	66,109
大田市	58	632	106,439
安来市	78	868	167,532
江津市	27	156	15,501
雲南市	157	1,613	283,747
奥出雲町	124	1,971	396,745
飯南町	49	1,009	159,277
川本町	14	142	22,321
美郷町	43	335	59,745
邑南町	95	1,419	235,941
津和野町	48	425	55,671
吉賀町	33	254	24,931
海士町	7	116	10,910
西ノ島町	0	0	0
知夫村	0	0	0
隠岐の島町	52	550	45,126
県計	1,064	12,153	2,003,847

多面的機能支払 実施状況

市町村名	組織数	面積 (ha)	交付金額 (千円)
松江市	73	2,411	150,864
浜田市	37	1,304	99,899
出雲市	89	5,650	374,069
益田市	28	664	36,711
大田市	68	1,238	86,708
安来市	96	2,451	162,216
江津市	15	351	23,537
雲南市	83	1,734	131,904
奥出雲町	9	2,476	202,546
飯南町	22	1,066	83,873
川本町	1	120	10,031
美郷町	24	251	15,837
邑南町	8	1,572	128,761
津和野町	36	474	34,286
吉賀町	10	208	11,131
海士町	1	107	4,276
西ノ島町	1	338	2,802
知夫村	1	244	2,028
隠岐の島町	16	307	22,013
県計	618	22,966	1,583,492

【参考資料】

令和5年度 中山間地域等直接支払 実施状況

地目	区分	交付単価 (円/10a)	協定数	面積 (ha)	交付金額 (千円)
田	急傾斜	21,000	900	6,027	1,436,829
	緩傾斜	8,000	879	5,328	493,133
	高齢化・耕作放棄	8,000			
	特認基準	21,000			
		8,000	15	237	18,968
	特認地域 (急傾斜)	21,000	39	166	33,414
特認地域 (緩傾斜)	8,000	4	2	129	
畑	急傾斜	11,500	152	52	6,762
	緩傾斜	3,500	247	181	8,269
	高齢化・耕作放棄	3,500	1	26	908
	特認基準	11,500	44	33	3,734
	特認地域 (急傾斜)	11,500	2	0	33
草地	急傾斜	10,500			
	緩傾斜	3,000	5	1	48
	高齢化・耕作放棄	3,000			
	特認基準	10,500	6	7	820
		3,000			
特認地域 (急傾斜)	10,500				
採草放牧地	急傾斜	1,000	6	70	732
	緩傾斜	300	4	22	69
	特認地域 (急傾斜)	1,000			
				12,153	2,003,847

※交付金額には加算措置交付金額(下記)を含む

令和5年度 中山間地域等直接支払 (加算措置)

加算措置名	交付単価 (円/10a)	協定数	面積 (ha)	交付金額 (千円)
棚田地域振興活動加算	10,000	27	426	46,361
超急傾斜農地保全管理加算	6,000	280	1,047	61,937
集落協定広域化加算	3,000	42	1,601	31,583
集落機能強化加算	3,000	102	2,577	44,734
生産性向上加算	3,000	184	3,789	76,215

令和5年度 多面的機能支払 実施状況

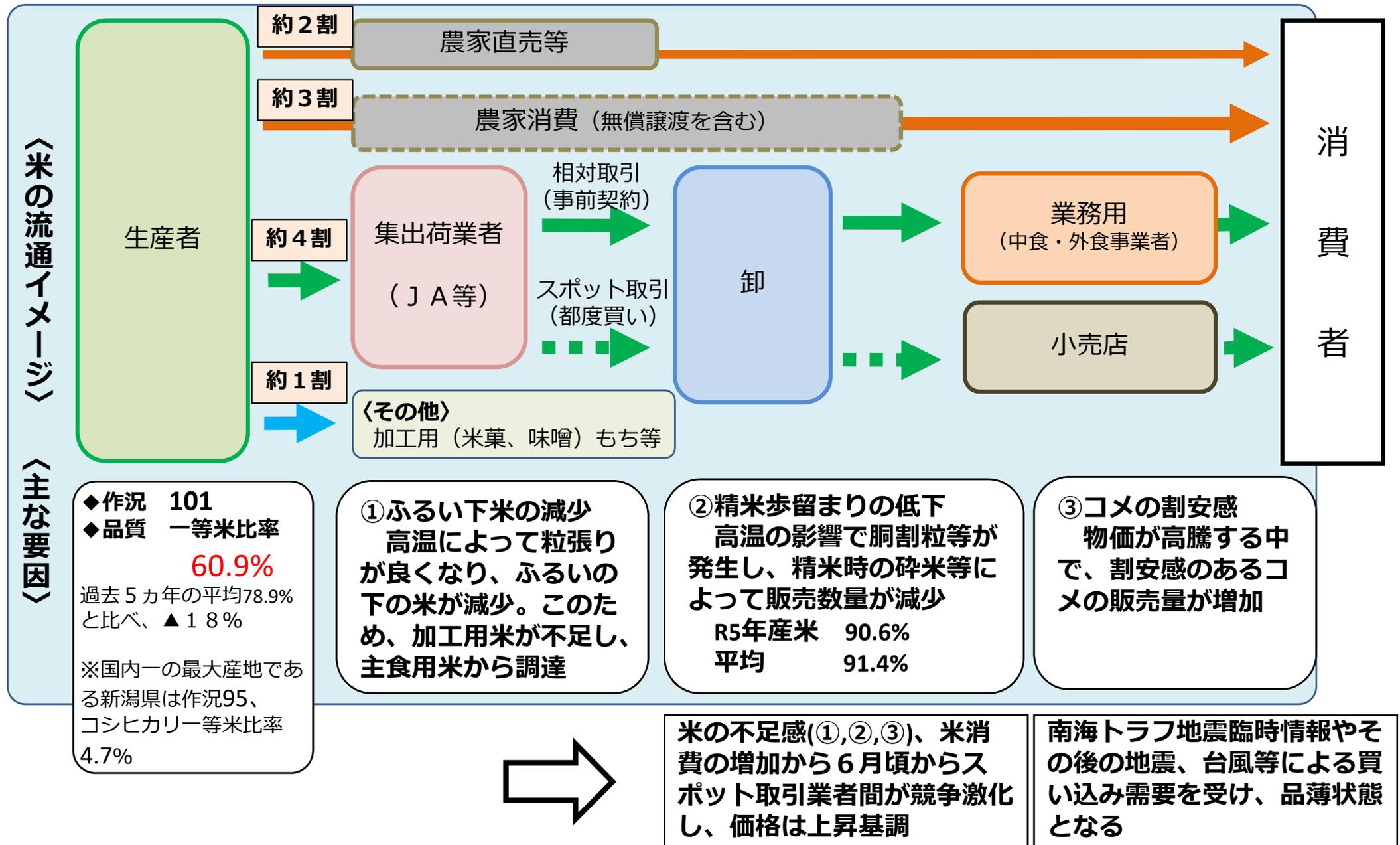
農地維持			資源向上 (共同)			資源向上 (長寿命化)			合計
組織数	対象農用地 面積 (ha)	交付金額 (千円)	組織数	対象農用地 面積 (ha)	交付金額 (千円)	組織数	対象農用地 面積 (ha)	交付金額 (千円)	交付金額 (千円)
618	22,966	641,248	532	21,772	374,359	389	17,043	567,885	1,583,492

令和6年12月12日・13日
農林水産商工委員会資料
農林水産部農山漁村振興課

今年の米の需給について

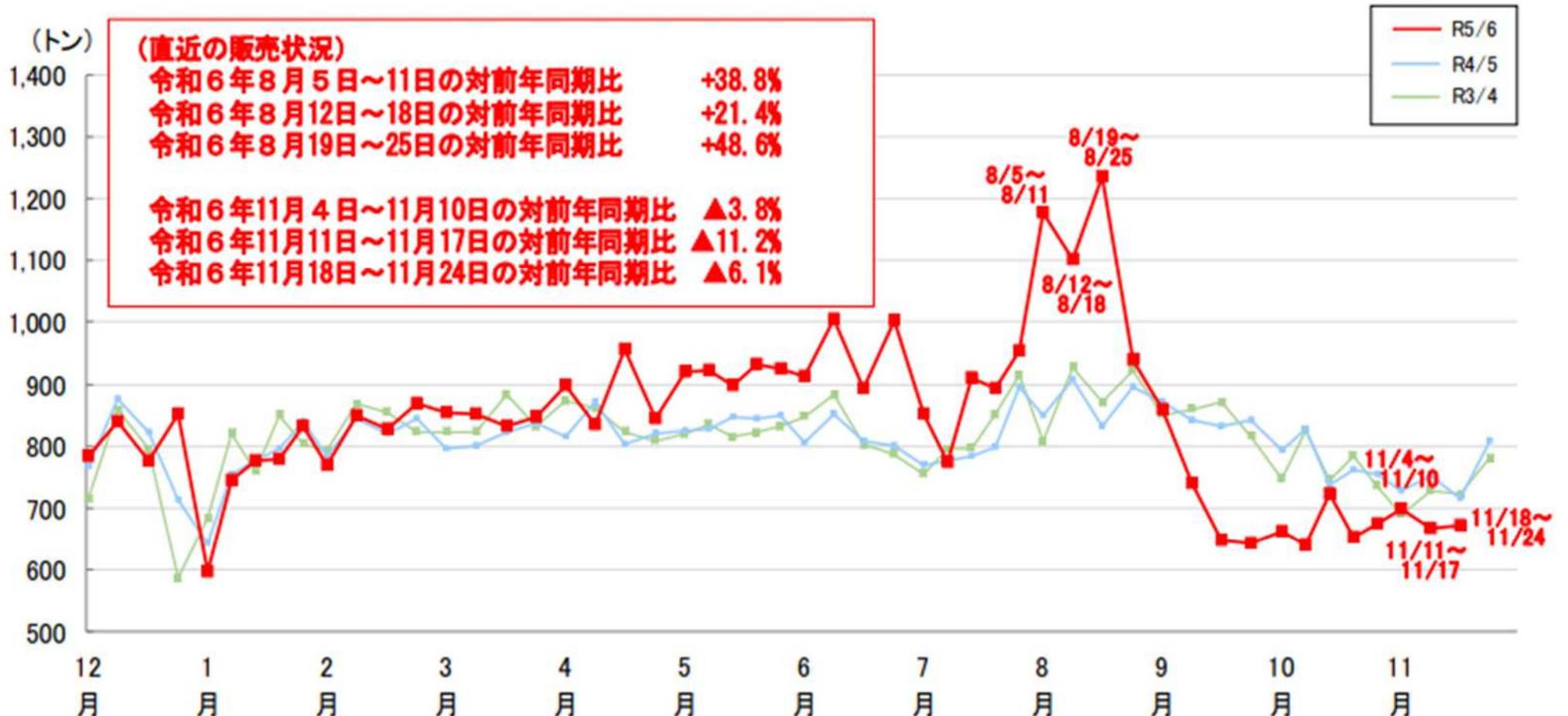
令和6年12月 農林水産部

端境期における米の品薄状況の主な発生要因一覧



端境期における米の品薄状況の発生要因 ①販売量の推移

- 令和6年8月は南海トラフ地震臨時情報(8月8日発表)、その後の地震、台風等による買い込み需要が発生したこと等により、8月5日以降伸びが著しい週が3週連続。9月2日以降の週は前年を下回る水準で推移し、11月18日の週は対前年同期▲6%。



資料:(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成
 注1:(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。
 注2:週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

参考 1 在庫量の水準

- 令和6年6月末の在庫量を年間の需要量で割った比率（在庫率）は21.7%と、平成24年6月末の22.1%と同水準

【在庫率の推移】

(単位:万トン、%)

年	需要実績	上段:在庫量(出荷段階+販売段階) 下段:在庫率(月末の在庫量÷年間の需要量)												【指針ベース】 6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
20/21	824	66 8.0%	48 5.8%	134 16.3%	325 39.5%	351 42.6%	346 42.0%	322 39.1%	293 35.6%	257 31.2%	221 26.8%	195 23.7%	148 18.0%	212 25.8%
21/22	814	113 13.9%	93 11.4%	164 20.1%	349 42.9%	380 46.7%	372 45.7%	347 42.6%	320 39.3%	267 32.8%	228 28.0%	191 23.5%	154 18.9%	216 26.5%
22/23	820	118 14.4%	102 12.4%	212 25.9%	351 42.8%	372 45.4%	363 44.3%	339 41.3%	304 37.1%	238 29.0%	200 24.4%	156 19.0%	118 14.4%	181 22.0%
23/24	813	83 10.2%	55 6.8%	134 16.5%	298 36.6%	327 40.2%	320 39.3%	291 35.8%	259 31.8%	224 27.5%	185 22.7%	147 18.1%	113 13.9%	180 22.1%
24/25	781	78 10.0%	62 7.9%	167 21.4%	337 43.1%	357 45.7%	351 44.9%	324 41.5%	293 37.5%	264 33.8%	229 29.3%	190 24.3%	157 20.1%	224 28.6%
25/26	787	120 15.3%	104 13.2%	210 26.7%	368 46.8%	393 50.0%	389 49.5%	358 45.5%	330 42.0%	291 37.0%	258 32.8%	223 28.3%	190 24.2%	220 28.0%
26/27	783	119 15.2%	103 13.2%	198 25.3%	344 44.0%	368 47.0%	365 46.6%	343 43.8%	314 40.1%	280 35.8%	243 31.1%	208 26.6%	168 21.5%	226 28.9%
27/28	766	130 17.0%	112 14.6%	184 24.0%	321 41.9%	341 44.5%	337 44.0%	314 41.0%	287 37.5%	254 33.2%	218 28.5%	183 23.9%	147 19.2%	204 26.6%
28/29	754	114 15.1%	93 12.3%	177 23.5%	314 41.6%	338 44.8%	329 43.6%	306 40.6%	282 37.4%	248 32.9%	212 28.1%	177 23.5%	141 18.7%	199 26.4%
29/30	740	108 14.6%	88 11.9%	155 21.0%	283 38.3%	315 42.6%	311 42.0%	288 38.9%	263 35.6%	234 31.6%	201 27.2%	167 22.6%	134 18.1%	190 25.7%
30/元	735	102 13.9%	87 11.8%	151 20.6%	288 39.2%	305 41.5%	301 41.0%	282 38.4%	258 35.1%	227 30.9%	192 26.1%	161 21.9%	131 17.8%	189 25.7%
元/2	714	99 13.9%	79 11.1%	161 22.5%	294 41.2%	315 44.1%	318 44.5%	295 41.3%	266 37.2%	233 32.6%	204 28.6%	178 24.9%	154 21.6%	200 28.0%
2/3	704	119 16.9%	101 14.3%	190 27.0%	324 46.0%	344 48.9%	342 48.6%	321 45.6%	293 41.6%	265 37.6%	230 32.7%	199 28.3%	173 24.6%	218 31.0%
3/4	702	138 19.7%	118 16.8%	214 30.5%	330 47.0%	351 50.0%	349 49.8%	326 46.5%	299 42.6%	270 38.5%	238 33.9%	204 29.1%	172 24.5%	218 31.0%
4/5	691	142 20.5%	122 17.7%	199 28.8%	313 45.3%	330 47.7%	328 47.5%	306 44.3%	280 40.5%	251 36.3%	219 31.7%	186 26.9%	153 22.1%	197 28.4%
5/6	705	123 17.4%	104 14.8%	199 28.2%	289 41.0%	303 43.0%	298 42.3%	274 38.9%	244 34.6%	214 30.4%	180 25.5%	145 20.6%	115 16.3%	153 21.7%

※22/23年以前は、政府備蓄米の運営を回転備蓄方式で実施していたため、政府備蓄米がこの他に主食用米として販売されている。

参考2 政府備蓄米の取扱

- 国が行う備蓄とは年間を通じて米の供給に不足が見込まれる場合に備えて行っている
- 米の需給や価格に影響を与えるおそれがあるため、慎重に考えるべき
- 今般の短期的な米の品薄状況に対しては、備蓄の放出ではなく、消費者の手元に届くようスムーズな流通に取り組むことが重要

【農林水産大臣のコメント】

※農林水産省HPより抜粋

◆8月27日

- ・ 民間流通が基本となっている米の需給や価格に影響を与える恐れがあるため、慎重に考えるべき

◆8月30日

- ・ 特に、新米の収穫が進む端境期として、本年度の新米の取引もこれから行われていく中で、民間流通に影響を与えることについては、一層慎重になる必要がある
- ・ 国が行う備蓄というのは、不作などの米穀の生産量の減少によって、年間を通じて米の供給に不足が見込まれる場合に備えて行っているもの

◆9月3日

- ・ 今般の短期的な米の品薄状態などに対しては、備蓄の放出ではなく、産地や卸売業者からスーパー等に安定的に供給され、消費者の皆さんのお手元に届くよう取り組むことが重要

【分析で明らかになったこと】

- ✓ 各流通段階における供給状況は、昨年と同程度から昨年以上に供給が行われていたが、8月の南海トラフ地震臨時情報等を受けた買い込み需要に各流通段階からの供給が追いつかない状況が発生した。
- ✓ 今年の春以降から情報収集や働きかけは行っていたが、品薄に関する特別な情報発信や流通関係者への働きかけは品薄状況が顕在化した8月下旬からの取組となった。
- ✓ 在庫量に占める業務用向けと小売向けの比率は卸売業者によって大きく異なり、端境期において、必ずしも小売向けの比率が少なかった卸売業者だけではなく、業務用向けの契約分を取り崩して小売向けに販売を行った卸売業者も存在。

【分析を受けた対応】

消費者、流通関係者等に対する適時・適切に把握し、情報発信するため、以下の取組を行う。

- ① 主要集荷業者・卸売業者に対する端境期前（6月以降）から端境期（9月中旬）までの集荷量、販売量、在庫量の週次調査の実施
- ② 卸売業者等やスーパー・米穀店等への流通実態に関する定期的なヒアリング
- ③ 米の流通の現状のポイントをまとめて発信するなど消費者にもわかりやすい情報発信
- ④ 米の需給に関する基本的な情報についての月例記者ブリーフィングの開催

今後の米の需給見通し

- 令和6年産米の生産量は、前年産より18万トン増え、679万トンの見込み
- 令和7年産米が、今年産と同程度の生産量の場合、令和4年産の在庫水準（180～200万トン）を見込む
- 年明けに、再度検討される予定

米の需給見通し（令和6年11月19日現在）

（ ）内は前年比

	令和4年産（実績）	令和5年産（実績）	令和6年産（見通し）	令和7年産（見通し）
生産量	670万t (▲26万t)	661万t (▲9万t)	679万t※ (+18万t)	683万t
需要量	691万t (▲11万t)	705万t (+14万t)	674万t (▲31万t)	663万t (▲11万t)
期末在庫 (翌年6月末)	197万t (▲21万t)	153万t (▲44万t)	158万t (+5万t)	178万t (+20万t)
備考	作付転換が進展	高温影響 訪日旅行者・外食回復	※ 生産量は10/30時点で683万tと予測していたが、11/19に679万tに修正	

水と緑の森づくり税次期対策 パブリックコメントについて

1. 募集期間

令和6年10月1日～31日

2. 実施方法

県ホームページ、県情報公開センター、県情報コーナーで骨子(案)を公開し、電子メール、ファクシミリ、郵便で意見を受け付けた。

3. 意見提出状況

寄せられたご意見の件数 12件

区分	意見要旨	県の考え
全体	次世代の森林環境づくりのために重要な取組であり、継続すべき。	<p>県では、水資源の涵養、県土の保全（土砂災害の防止等）、緑の景観などの公益的機能を持つ森林を県民共有の財産と位置づけ、安心安全で心豊かな生活に不可欠な緑豊かな森を次世代に引継ぐことを目的に「水と緑の森づくり税」を創設し、平成17年度から荒廃した森林の整備等を進めてきました。</p> <p>この目的を達成するためには、今後も継続した取組が必要と考えており、県民アンケートの結果等から税率や税額を据え置き、5年間の継続をしたいと考えています。</p>
	水と緑の森づくり税を活用した取組は各地で見かけるようになった。県民や企業が森林の大切さや役割を考える良い機会になっているため、継続すべき。	
	必要性のない税・事業ではないか。	
事業の実施	県全体の支出を見直してから独自の税を徴収すべきではないか。	<p>県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの収入に依存している厳しい財政状況を踏まえ、事業の見直しなどの歳出削減の徹底や、歳入の確保を進めているなか、課税自主権の活用も図るべきと考え、平成17年度に「水と緑の森づくり税」を創設し、荒廃した森林の整備等を実施してきました。</p> <p>県全体の支出の見直しについては、令和6年11月に策定した第2期中期財政運営方針の中で、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」を取組の柱に位置付け、取り組むこととしております。</p> <p>今後の財政運営にあたりましては、県民生活への影響を最小限に抑える工夫を行いながら、事業の見直しを進めてまいります。</p>
森林環境譲与税との整理	水と緑の森づくり税及び森林環境税、両税の目的や使い道を県民に情報発信すべき。	それぞれの税の目的、用途等について、県HPや情報誌等を活用して引き続き情報発信に努めます。

使 途	県民参加 ・生活環境 を守る森づ くり	里山整備について 竹林が拡大している ため、対策を実施す べき。	竹林対策については、集落周辺など生活環 境に近い森林等を対象に引き続き支援を行う 考えです。
		高校生に向けた林 業就業講座以外にも 未就学児、小学校、 中学校から森林の大 切さを学ぶ機会が必 要。	これまでも未就学児や小中学生を対象とし た森林環境学習の取組を支援しており、今後 も継続する考えです。
	森と木を未 来につなぐ 取組	地域では、山に入 る人が少なくなっ てきており、山の管理 をする会社や人材の 育成に力をいれるべ き。	林業事業体や、そこで働く就業者の育成に ついては、国・県予算及び森林環境譲与税を 活用して対策を進めております。
	森づくりの 情報発信	長期間実施してい る情報発信手法や媒 体は大きく見直して はどうか。	今後も、本税に対する県民の皆様の理解が 進むよう、効果的な手法による情報発信に努 めます。
		子どもたちに森林 の大切さを教える人 づくりが必要。	これまでも森林・林業に関する様々な知識 や、技術を兼ね備え、森林教室の講師等を務 めていただく『島根県森林インストラク ター』の養成やスキルアップ研修を実施して おり、今後も継続する考えです。

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

現行の島根県水と緑の森づくり税条例は、個人にあっては令和 6 年度分をもって、法人にあっては令和 7 年 3 月 31 日をもって課税の適用期間が終了することから、それぞれ 5 年間延長するため、所要の改正をする必要がある。

2 条例の概要

趣 旨	すべての県民が等しく享受している公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、水と緑の森づくりに関する施策に要する費用に充てるため
課税方式	個人の県民税及び法人の県民税の均等割の超過課税方式
納税義務者	○個人：毎年 1 月 1 日現在で県内に住所などがある個人 ○法人：県内に事務所、寮、宿泊所などがある法人
税 率 (超過部分)	○個人：年 500 円（県民税の均等割額年 1,000 円に 500 円を加算） ○法人：均等割額の 5% 相当額（資本金の額により 1 千円～4 万円）
税収の管理	各年度の税収から市町村へ交付する徴収取扱費を控除した額を「島根県水と緑の森づくり基金」に繰り入れ、水と緑の森づくりに関する施策に要する経費に充当
使 途	○県民参加・生活環境を守る森づくり ○森と木を未来につなぐ取組 ○森づくりの情報発信
適用期間 (現行)	○個人：平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度分の均等割 ○法人：平成 17 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度等の均等割

3 改正の内容

超過課税の適用期間を 5 年間延長する。

個人	令和 6 年度まで	→	令和 11 年度まで
法人	令和 7 年 3 月 31 日まで	→	令和 12 年 3 月 31 日まで

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

5 税収見込

令和 7 年度～令和 11 年度 約 10 億円（単年度 約 2 億円）

水と緑の森づくり税・事業について

1. 制度の概要

- (1) 課税方式・税率：県民税均等割の超過課税
[個人] 500円/年、[法人] 均等割額の5%/年
- (2) 期間：第1期対策 H17～H21年度、第2期対策 H22～H26年度
第3期対策 H27～R1年度、第4期対策 R2～R6年度
- (3) 税収額：およそ2億円/年
- (4) 森林環境譲与税との棲み分け：各基金条例で用途を明確化（R2年度～）

〔参考〕水と緑の森づくり税収と水と緑の森づくり事業費の推移（百万円）

対策期間		第1期	第2期	第3期	第4期				
年度		H17～H21	H22～H26	H27～R1	R2	R3	R4	R5	R6
税収		992	1,043	1,042	210	211	210	209	212
基金積立額（税収－徴収取扱費）		933	997	997	202	202	201	201	203
事業費	(1) 生活環境を守る森づくり	881	872	810	117	85	104	109	141
	再生の森事業	721	691	591	72	39	41	34	29
	集落周辺里山整備事業	—	—	—	11	25	41	53	76
	県民参加の森づくり事業	160	181	219	33	21	22	22	36
	(2) 森づくり推進事業	52	105	102	11	12	17	22	25
	(3) 森と木を未来につなぐ取組	—	—	—	51	89	60	67	52
	計	933	977	913	179	186	182	198	217

資料：島根県 税務課・林業課 注：R6は当初予算ベース（税収、基金積立額は見込み）

2. 事業実績

- (1) 県民参加・生活環境を守る森づくり
ア、再生の森事業：放置された高齢人工林の間伐等を実施し、荒廃した森林を再生
イ、集落周辺里山整備事業：集落周辺の里山を点検、荒廃状況に応じ森林整備を実施
ウ、県民参加の森づくり事業：県民が企画・立案した森づくり（植栽活動等）を支援

〔参考〕県民参加・生活環境を守る森づくりの各事業実績

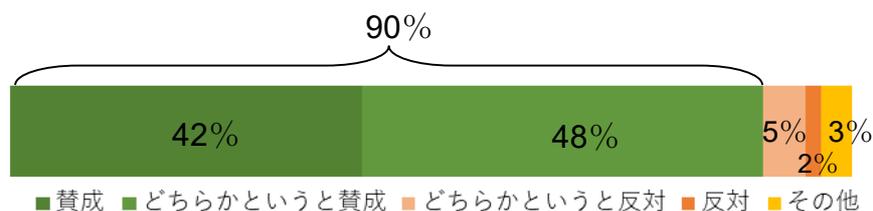
事業	H17～R1	R2	R3	R4	R5	R6	4期計	合計
ア 不要木伐採(ha)	10,135	375	192	161	149	124	1,001	11,136
竹林伐採(ha)	61	5	2	5	4	4	20	81
イ 集落数(集落)	—	5	11	20	22	32	90	90
ウ 参加人数(人)	173,346	9,252	12,783	6,855	8,148	8,500	45,538	218,884

資料：島根県 林業課 注：R6は見込み

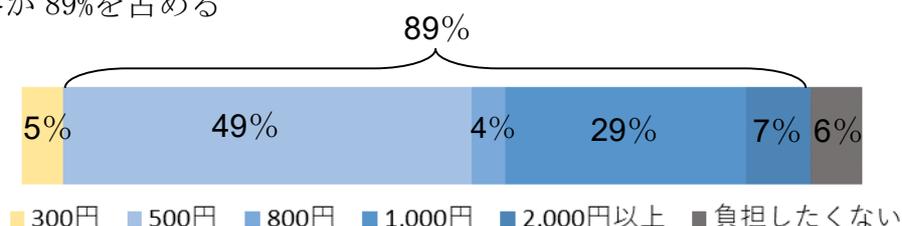
- (2) 森づくり推進事業（PR、普及啓発）
「水と緑の森づくり会議」の開催や、税・事業に関する広報等を実施
- (3) 森と木を未来につなぐ取組
高校生を対象とした林業学習や優良な種子供給体制の強化等を実施

3. 意見聴取等の状況

- (1) 県民アンケート（令和5年度：地域性を考慮し、2,000名に実施 回答670名 回答率33.5%）
ア、本税の継続については、「賛成」、「どちらかと言えば賛成」の回答が90%を占める



- イ、水と緑の森づくり税の負担税額については、現行の個人税率「500円/年」以上とする回答が89%を占める



- ウ、水と緑の森づくり事業で取り組んでほしい内容については、回答の多い順に、
①里山林など身近な森林の整備、②荒廃森林の整備、③林業担い手育成
④普及啓発（森林学習、イベント開催等）、⑤林業苗木

- (2) 森林審議会、市町村、森林組合の主な意見

ア、税の継続について、回答があったものは全て継続を望む意見

イ、事業内容について、現在の事業・取組は全て継続または拡充を望む意見

4. 第5期対策（R7～11）の方針・方向性（案）

- (1) 水と緑の森づくり税は、現行の税率により継続（5年間延長）

- (2) 事業については、

○市町村の森林環境譲与税事業が進みつつあることから、荒廃した森林の間伐等は、
県民の生活環境に近い範囲を対象として「集落周辺里山整備事業」において実施

○その他の事業・取組は、継続または拡充を図る

- (3) 上記を踏まえた骨子（案）は、別紙のとおり

5. 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント実施（10月1日～10月31日）

- (2) 11月議会 条例案の上程（期間の延長）